

支部ニュース

団東京

2009年9月 No. 430

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

異議あり！2016石原オリンピック連絡会

コペンハーゲンへの道のり（その2）……………高石 育子

自公政権倒壊後の憲法運動……………島田 修一

いざ、2年後へ～今年の教科書闘争を振り返って……………村田 智子

経済記者の目から見た雇用危機～09三多摩憲法のつどいを開催……………横山 舞

裁判員裁判を終えて……………山元 勇気

安心年金つくり会東京連絡会が結成へ！

シンポにご参加下さい……………中川 勝之

11・9団支部ソフトボール大会まで2か月を切る！

個人事務所の団員も是非参加を～執行部が何とかしましょう！……………中川 勝之

「自己紹介」リレーエッセイ……………向野まゆこ

団東京支部のホームページを開設します。

団員，事務局の皆さんの日常を紹介する原稿をお寄せください。

事務局会議報告

日誌

異議あり！2016石原オリンピック連絡会 コペンハーゲンへの道のり（その2）

高石 育子 事務局次長

1 はじめに

異議あり！2016石原オリンピック連絡会（東京支部，新日本スポーツ連盟を事務局団体とし，自治労連，東京地評，臨海都民連，東京革新懇，東京民医連，東京母親大会，

科学者会議東京など13の団体からなる連絡会。以下「連絡会」という。)は、よりよいオリンピック開催のために、活動を続けている。

開催都市は、コペンハーゲンでのI O C総会において、10月2日の投票で決定する。そのため、現在の連絡会の運動は、10月2日に向けて進められている。

2 I O C 評価報告書発表される！

9月2日に、I O Cから、評価報告書が発表された。

評価報告書は、開催計画が記載された立候補ファイル(2月)、現地視察訪問(4月~5月)、I O C本部でのプレゼンテーション(6月)を経て、I O C評価委員会が、各都市の開催計画の評価を出したものである。報告書は、I O C委員の重要な参考資料になるが、開催都市の決め手になるものではなく、「最終的には委員それぞれの判断」(招致委員会幹部)だという。

一次選考では、東京がトップの評価であったとされているが、今回は、順位ではなく、I O Cの設定した17項目に沿って、各候補都市の計画内容を評価している。

東京は、政府と都の財政保証が確保されている点、半径8km圏内に競技会場を配置するコンパクトな計画などが評価された反面、開催に対する世論の支持率が低いこと(日本; 54.5%, 東京; 55.6%, アメリカ; 61.1%, シカゴ; 67.3%, スペイン; 85.8%, マドリード; 84.9%, ブラジル; 68.9%, リオデジャネイロ; 84.5%)や、既存会場のいくつかは、実際には建設が必要と判明したこと、選手村建設予定地が狭小であること、選手村とメインスタジアムの輸送面の課題、などが問題点として指摘された。

評価された点のうち、財政保証については、マドリードやリオも同様に財政保証があり評価されているし(シカゴは、政府の保証が限定的である)、コンパクトな計画については、シカゴやマドリードも同様のコンパクトな計画として評価されているため、東京の優位性は絶対的ではない。

他方、指摘された問題点のうち、は、我が連絡会も、I O Cに指摘してきた点であり、I O Cもきちんと事実を判断したということであろう。また、支持率の点は、現在の国内の盛り上がりの欠如を見れば明らかであるし、残り1か月で支持率を上げることは難しいと思われる。しかし、招致委員会は、東京の熱意をアピールしていく、としている。そのために、I O C総会にむけて、都議15名(公費で1000万円以上かかると報道されている)をはじめ、一般からも募った応援ツアーを組織して、現地でのPR活動をするという。また、評価された政府の財政保証に対する信頼が、政権交代によって揺らがないよう、鳩山民主党代表にI O C総会への出席を要請しているという。

そこで、我が連絡会の活動が意味を持つてくるのである。

3 I O C へ意見書を送付する！

我が連絡会は、9月9日に、I O Cへ意見書を送付した。

意見書で指摘したのは、第一に、開催計画の問題点である。

開催計画は、東京都の高速道路建設などの都市再開発を中心とした「10年後の東京」計画を実現するためのものであること、開催に対する都民・国民の支持率が低いこと、特に、I O Cによる調査後に実施された国内メディアの調査では、I O C調査よりも低い結果が出ていること、開催計画には「無理」があること、特に、メインスタジアム建設

予定地の狭小さ，交通輸送の問題，災害時の避難経路確保の問題，水泳マラソンなどの競技会場の海域の水質の問題（環境省の基準に照らして「不適」とされる水質であること），

開催計画には「ごまかし」があること，特に，70％は既存会場を使用するとの点は，既存の会場を取り壊して，新設会場を建設する計画であることや，既存施設の横に新設会場を建設して，後者を競技会場とする会場が複数あるなどである。

第二に，意見書で指摘したのは，都のスポーツ振興政策の貧弱さである。

現都政が，スポーツ振興関連予算を削減し続けてきた（99年の51億円から，06年の16億円へ）事実を示し，オリンピック憲章で掲げられている「スポーツを行うことは人権である」に反する現都政に，五輪招致はふさわしくないことを指摘している。

第三に，現都知事の政治理念は，オリンピックの目標とは相容れないことである。

オリンピック憲章に明記された，あらゆる差別を許さないとするオリンピックの理念と，現都知事の差別的言動が相容れないこと，オリンピックは世界的な平和的スポーツ競技大会であることと，憲法9条改正に意欲を示す発言をした現都知事の姿勢は相容れないことを指摘した。

以上から，現在の開催計画では，東京都は，開催都市として選出されるべきでないことを述べた。

次に，オリンピックの開催都市選考について，都市のスポーツ振興政策の水準の高さ等を選考基準に盛り込みことを提案し，また，開催方式についても，複数都市の共同開催等の提案をした。

意見書は，都議会（特に民主党都議）や，IOC総会への出席を要請されている鳩山代表率いる民主党本部，及び，メディアへも送付する予定である。

4 IOC総会（コペンハーゲン）へ行く！

我が連絡会は，開催都市の投票が行われるIOC総会に合わせて，代表団を編成して，9月29日～10月3日まで現地へ赴く。

第一の目的は，IOC委員に会って，直接，意見を伝えるためである。これは，意見書送付に先立って，IOCに対して，面会の要請をしている。

第二の目的は，ロビー活動をして，東京開催に異論があるということをアピールするためである。招致委員会は，現地に，多数の人員を送り込み，東京の招致への熱意をアピールすることを計画している。その横で，我々が，「OBJECTION! TOKYO」をアピールすれば，効果は絶大であると思われる。

5 カンパのお願い

東京支部では，現在6名がコペンハーゲンに赴く予定ですが，現地での通訳関連費用，文書翻訳料，ビラや横断幕の作成費用，現地での活動費，渡航費，現地滞在費として，およそ160万円の経費がかかる見通しです。いよいよ大詰めになった今，団員のみなさんに募金のご協力をお願いする次第です。

支部ニュースに同封されている振込用紙を利用していただくか，下記振込先に，振込人名義の前に「オリンピック」と明記して（例；オリンピック高石育子），お振り込みいただければ幸いです。

オリンピック運動が，住民が心から歓迎できる平和運動として発展することを願う趣旨をご理解いただき，ご協力いただければ幸いです。みなさまの暖かいお心遣いをどうかよ

ろしくお願い申し上げます。

【募金振込先】00130-6-87399

【連絡先】高石育子(03-3543-6851・第一法律事務所)

自由法曹団東京支部(03-3814-3971)

自公政権倒壊後の憲法運動

島田修一 支部長

構造改革と改憲軍事大国は許さないとして07年参院選で「新しい情勢」を作り出した国民の怒りと運動の力は、それから2年後、自公政権を「吹っ飛ばす」偉業を成し遂げました。今度の選挙結果は、9条と25条、26条、27条の破壊を「並行」「一体」のものとして進めてきた自民党政治の大転換をこの国の主権者が強く求めたもので、日本の戦後史に大きな足跡を遺したものです。この大きな到達点を踏まえて今後、東京での憲法運動をどう進めていくか。今月の支部幹事会や10月団総会で議論を詰めなければなりません。その材料として選挙前後に行われた講演会、秋に予定されている行事等を報告、紹介します。

8・24徹底討論

総選挙まであと6日に迫った8月24日、東京地評会館ラパスホールで「8・24徹底討論 - 9条を守り生かすため、いま何をなすべきか」が開かれましたが(地評、団東京支部、東京憲法会議、憲法改悪に反対する東京共同センターの共催、参加者47団体91名)、そこでの渡辺治教授「新たな情勢と改憲問題の行方(私見)」、小森陽一教授「危機の中でこそ九条の思想を」の各講演は次のとおりです。

民主党政権に交替することを前提とした渡辺講演の要旨は、構造改革の矛盾の激発で自公政権は吹っ飛ぶだろう。国民は民主党中心政権に期待するから新政権はこれに対処しなければならない。そのため明文改憲問題は後回しとなる公算が強いが、海賊対処法や北朝鮮船舶検査法など解釈改憲を進める可能性が強い。そして、反構造改革政策を国民が納得して政権が安定したとき、新政権は改憲に意欲をみせてくるだろう。その場合、社民党を連立から追い出して改憲大連立の模索も出てくるが、改憲反対運動が高まれば政権も強行はできない。明文改憲を睨んだ衆院比例定数削減には「なぜ80も減らすのか」と民主主義の問題として訴えていく、また改憲手続法については廃止、憲法審査会の凍結、手続法自体を見直させてその牙を抜いていく運動をすることが大事。新政権の外交・安保は新テロ延長、北朝鮮、核密約、新防衛大綱が攻防の争点となる。野党の自民党はここを徹底攻撃してくるだろう。インド洋給油の代わりにアフガン地上部隊派兵の危険性が出てくるが、内乱状態だから武力行使が必ず問題となり民主党は中々一致できないだろう。また「大綱」見直して民主党色出すか、見直し見送るかを年内までに問われる。これからの運動は、民主党待望は政治変動を求める大きなうねりだが、派遣村にみるようにこれからはネットワーク型の運動が求められる。民主党の改憲と安保方針に機敏に対処し、同党に対する圧力、議員オルグを強め、改憲をいえない情勢を作っていくべし。運動を広げる

ことが鍵を握っている。

小森講演の要旨は、東北アジアの問題は歴史にとらえ、冷静かつ理性的に見渡す必要がある。北朝鮮問題は朝鮮戦争が終わっていないことに留意すべきで、戦争終結がこの地域の平和回復の力となる。しかし北朝鮮問題は感情に押し流され、自民党は拉致問題を利用し、北朝鮮を仮想敵国にして軍備増強や軍事法制を整備してきた。日朝平壤宣言はブッシュの「悪の枢軸」政策と対立したがために死に体となっているが、6ヶ国協議は朝鮮戦争の講和条約を結び、東北アジアにおける多国間安全保障を追求するもの。9条を歴史にとらえ直し、9条を守り生かすことは6ヶ国協議を再開前進させ、核兵器廃絶の展望を切り開き、世界の平和を実現する展望を与えるものだ。

九条の会東京連絡会の活動

1 講演会

選挙直後の9月8日、高田健さん(九条の会事務局)を呼んだ講演会を開きましたが(都内46の九条の会から55名参加)、その要旨は、97年憲法調査推進議員連盟誕生 00年憲法調査会発足 05年小泉圧勝で改憲危機が強まり、06年安倍内閣へ引き継がれた。しかしその自公政権が倒れた。自分はこの10年たたかってきたが大きな前進だ。議席の変化にみる特徴は、共同通信調査は、民主議員「全面改正」8.0%、「9条を含め部分改正」13.1%、「9条改憲賛成しない」44.3%。毎日新聞調査は、民主の62%が「9条改憲反対」、58%が「集団的自衛権見直し反対」、63%が「アフガン派兵反対」。北海道の民主議員は15人当選し14人が「改憲反対」、鳩山1人が「改憲」。2つめの特徴は改憲派の凋落。中山、船田、保岡、愛知など論客が落選し、新憲法制定推進議員連盟の加盟議員も139名から53名に激減。民主党の安保政策について。鳩山代表は04年「新憲法試案」で天皇元首化と9条改正を発表し、小沢氏は国連軍参加が持論だが04年に横路氏との間で「国連待機軍」は創設するが9条は改正しないと文書合意。したがって、民主党政権が誕生したからといって改憲の危機が強まると簡単に見ないほうがいい。来年5月の改憲手続法施行に対しても「狼が来る」式の「危機感」で運動を進めるやり方は正しくない。改憲手続法の抜本的な再検討を求めていく必要がある。連立政権とどう向き合うか。九条の会事務局に「改憲政党の民主党が政権をとったことは危ないのではないか」との電話が入るが社民党が閣内に入り、共産党は閣外から建設的野党。冷静、客観的に分析して方針を出さなければならない。自民党、公明党および民主党の一定の議員の改憲運動は続き、アメリカの集団的自衛権行使の要求も続くが、これらと闘い、明文改憲に反対し、解釈改憲を阻止し、憲法を生かす運動づくり、草の根でしっかりした足場を作り出していく運動が重要だ。今、鳩山氏の「改憲議員同盟顧問」辞任を求める署名活動を展開しているが反響がすごい。

2 発足1周年のつどい(別紙チラシ参照)

(1)『生きいき憲法』 98歳からのメッセージ

10月24日午後1時30分 日本教育会館8階大会議室(300人、1200円)

(2)『どうする日本と東アジア』

11月13日午後6時30分 豊島公会堂(800人、1200円)

地域・分野九条の会の秋の予定

09月22日 西荻・平和まつり(西荻平和まつり実行委員会)

09月30日 考えよう「ソマリア海賊法・国民投票法」(豊島九条の会)

10月04日 「“坂の上の雲”長期放映の狙い」(九条の会下保谷市民の会)

10月24日 講演「日本と世界の平和な未来のために」(損保九条の会)

11月05日 憲法の夕べ「平和で人間らしく生きるために！」(杉並・憲法の夕べ実行委員会)

11月24日 「原爆の子」上映会(映画人九条の会)

憲法審査会始動反対、改憲手続法抜本的再検討、給油新法廃止、海賊法廃止、貨物検査法阻止、比例定数削減反対、米軍基地再編反対、非核三原則堅持、核廃絶等々の沢山の課題がありますが、正面から向き合っていきましょう。なお、坂本修団員の近著『比例定数削減の危険な狙い』(自費出版64頁300円)をぜひともお読みください。

いざ、2年後へ～今年の教科書闘争を振り返って

村田 智子 クラマエ法律事務所

1 今年の採択をとりまく状況

今年の夏、中学校の歴史教科書・公民教科書の採択が行われました。

2001年、2005年の採択の際には、「新しい歴史をつくる会」の教科書の採択の阻止を求め、全国各地で激しい闘いが繰り広げられました。

東京支部は、その中心となって、意見書をまとめ、全国の闘いを先導しました。

その結果、「つくる会」の教科書はほとんど採択されませんでした。具体的に申しますと、「つくる会」教科書を採択したのは、都道府県レベル(中高一貫校、養護学校等)では、東京都(歴史、公民)、滋賀県(歴史)、愛媛県(歴史)、市町村レベルでは東京都杉並区(歴史)、栃木県大田原市(歴史、公民)にとどまったのです。

このような散々な結果が出たため、「つくる会」は内部分裂を起こすにいたりました。もともとの「つくる会」は、それまで教科書を出していた扶桑社と断絶して自由社から教科書を出すようになり、「つくる会」から分裂した一派は、従来通り、扶桑社から教科書を発行するようになりました。

このような状況に加え、今年の採択については、「新学習指導要領が実施される前の教科書採択である」という特殊な事情が加わりました。すなわち、採択された教科書は2年間しか使用されないことが予め明らかであったのです。

そのため、ほとんどの自治体が、2005年に採択した教科書を採択するであろうと予想されました。

団本部も、2001年や2005年のときのような、総力を挙げての要請活動などはない、ただし採択された場合には抗議声明を出す、という方針を打ち出すにとどめました。

2 採択の実際

では、実際にはどうだったのでしょうか。

たしかに、ほとんどの自治体では、2005年の採択を踏襲しました。ですが、新たに「つくる会教科書」を採択した自治体もありました。

横浜市では、市内18区のうち8区が、自由社版の「つくる会」歴史教科書を採択しました。また、愛媛県今治市と上島町は扶桑社版「つくる会」歴史教科書と公民教科書を採択しました。

他方で、滋賀県は、「つくる会」歴史教科書の採択を止めました。これは県内外の市民の反対の成果です。実は、団本部では、内内で、抗議声明の起案担当者まで決めていたのですが、嬉しい誤算でした。

3 いざ、2年後へ

考えてみますと、今年でさえ、新規の採用や、採用の取り止めがあったのです。

2年後、新指導要領になった後の教科書採択においては、大幅な動きがあるかもしれません。

そもそも、新指導要領自体が、改悪された教育基本法に基づくものですから、それに則ってつくられる教科書がどのようなものになるのか、不安は尽きません。

2年後は、全国の団員が、総力を挙げて、「つくる会」教科書の阻止をしなければならぬであろうと思われます。

「つくる会」教科書採択阻止闘争は、弁護士会ではできない運動です。

運動の舞台も、一箇所ではなく、全国各地です。

まさに団にしかできない、団らしい運動といえます。

特に東京支部の方々には、2年後、再び力を結集していただき、全国の団員の運動をリードしていただきたいと思います。

以上

経済記者の目から見た雇用危機～09三多摩 憲法のつどいを開催

横山 舞 三多摩法律事務所事務局

1 三多摩憲法のつどいは、地域の諸団体によって運営される実行委員会の主催という形式で、毎年5月ごろに、さまざまな社会問題を憲法との関わりで考える集会を開催しています。今年は、会場手配や講師の都合で6月12日(金)の夜になりましたが、立川市民会館小ホールにおいて「考えてみよう 経済危機と雇用破壊～たち切ろう、負のスパイラル」というテーマで雇用や格差・貧困問題を考えるつどいを開催しました。

メインの講師は、東洋経済新報社の記者である風間直樹さんをお願いしました。東洋経済新報社は、会社四季報など主として投資家向けに企業の動向や業績などを伝える雑誌、書籍類を多く発行している出版社であり、風間さんも、そのような性格の会社に所属する

経済記者にほかなりません。しかし、この間風間さんは大企業の雇用の現場や使用者側の言動を数多く取材されるなかで、雇用危機や格差・貧困問題の深刻さと正面から取り組まれるようになり、雑誌のなかで雇用現場の実態を鋭く告発する記事を数多く執筆されています。また、最近では「雇用融解」という本も出版されました。

2 当日も、風間さんは、現場取材を通じて把握された違法派遣などの実態を生々しく報告されました。この間派遣切りや偽装請負で問題となったグッドウィルやクリスタルグループの実情や、悲惨な状況にある外国人労働者の実態、過労自殺の実例、偽装請負の現場で労災事故にあったものの会社が違法行為を行っていたため、すぐに救急車が呼ばれなかったケースなど、問題のある実態が次々と報告されました。

風間さんは、最近問題になっている派遣切りが広がった背景には、現場の担当者は自分では労働者のクビを切らずにすむ、派遣元が派遣打ち切りを労働者に宣告するだけですというシステムが、現場担当者として、本来感ぜざるをえないはずの人をクビにするということの罪悪感を希薄にしているのではないかと指摘されていました。

さらに、この間の労働者派遣法の相次ぐ改悪にみられるような経済財政諮問会議、規制改革会議の旗振りによる規制緩和や労働者の権利破壊の動きに触れて、暴走する経営者や御用学者の「暴言」の数々も紹介されました。

3 この他、当日のつどいでは、労働破壊とたたかう当事者の人たちの生の声をきいてもらおうと、ショップ99「名ばかり店長」裁判をたたかっている清水文美さん、横河電機のグループ会社内で違法派遣とたたかっている小竹由起子さんからそれぞれ報告と熱い訴えをしてもらいました。また、アマチュア落語家の寝床家道楽さん（元裁判所書記官の方です。）の雇用問題などを折り込んだ創作落語が演じられるなど、盛りだくさんの内容となりました。

4 三多摩憲法のつどいは、もう四半世紀も続いている取り組みであり、事務所では欠かすことのできない憲法運動になっています。例年は平和や9条の問題を取り上げることが多いのですが、今年は実行委員会内での討議の結果、やはりいま一番揺れ動いている経済危機と雇用や貧困・格差の問題をぜひ取り上げて、多くの人がこの問題を憲法の問題として考えるきっかけにしようではないかということで、話がまとまりました。そうはいつでも、最近の雇用、労働の問題は平和問題などに比べてテーマが重くなりがちであり、関心を示してくれる人もまだまだ少ないのではないかと思われました。さらに、会場がいつも開催をしているところよりも相当広いホールとなってしまったこともあり、例年以上に多くの人に参加してもらうためにはどうすべきかが今年の企画、運営上の最大の課題となりました。

企画面では、上記のとおり落語などを取り入れたわけですが、つどい自体の押し出しや宣伝という点では、例年の取り組みに加えて今年は最大限地域労連（三多摩労連や立川労連）との共同を追求しました。労連の執行部の人たちには毎回の実行委員会の集まりにもできるだけ参加してもらい、さまざまなアイデアをだしてもらいました。もちろん、労連傘下の各単組への呼びかけも積極的になされ、単組の執行部の人たちも、次々と職場で起こる労働問題やさまざまな労働相談に対応する多忙な日々をおくるなかでも、つどいの趣旨を積極的に受け止め、つどいの成功のために組織的な取り組みをしてくれるようになりました。さらに、組合の人たちからは、より効果的な宣伝の仕方をアドバイスしてもら

ったりなど、これまでの実行委員会による取り組みから一回りも二回りも層の広がった取り組みをすることができました。

5 こうして例年は120～30名くらいの参加者だったのですが、今年は170名の参加者を得て、つどいを成功させることができました。

このような今年の取り組みを通じ、逆にこれまでの実行委員会の力不足を痛感させられたりもしたのですが、今年の経験を今後はどう活かして、さらにつどいを地域の強力な憲法運動として成長させていくのが今後の課題だろうと思います。

裁判員裁判を終えて

山元 勇氣 弁護士法人 川越法律事務所

8月10日から12日にかけてさいたま地方裁判所で行われた裁判員裁判を担当しましたので、そのご報告をさせていただきます。罪名は殺人未遂。被害者から金を借りていた被告人が、被害者からの厳しい取り立てに憤慨し、突発的に包丁で刺してしまったという事案です。

1 捜査段階

GW連休中に事件が起き、すぐに一人目の弁護人が選任されました。その後、私が二人目の弁護人として選任されました。

なお、裁判員裁判であっても当然に弁護人が二人選任されるわけではありません。二人目の弁護人を選任するよう裁判所に申し入れをして初めて二人目の弁護人が選任されることとなります。裁判員裁判の弁護活動の負担はとても大きいものです。当初より二人の弁護人で事件に臨めたことはよかったです。

捜査段階では、まず、取調べ状況を録画するよう申し入れをしました。本件は、被告人が被害者のことを何度もめった刺ししており確定的殺意があったこと自体は被告人も当初から認めておりました。その他の経緯についても特に争いはない自白事件でしたが、やはり取調べ状況の可視は必須と考え申し入れを行ったのでした。この申し入れに対して検察も取調べ状況のDVD録画を実施しました。

2 公判前整理手続

公判前整理手続では、類型証拠や主張関連証拠の請求手続をフル活用しました。本件のように特に争わない事件でも、事件の背景や被告人の人となりを知るために様々な証拠の開示を受ける重要性は大きいと思います。

裁判員が参加する裁判員裁判という理由で従来の裁判に比べて意識的に申し入れを行ったのは以下の点です。

例えば、被告人の服装の点です。従来のスウェット姿にスリッパではいかにも犯罪者という予断を裁判員が抱きかねないので、被告人はスーツで出廷することとしました。スーツに合わせて、取り外し式のネクタイ、革靴風のサンダルの貸与を受けました。

また、被告人は弁護人席の前ではなく、弁護人席の隣の席に着席するように求めて認められました。これも従来の弁護人席の前という位置では犯罪者という色眼鏡で見られかね

ないので強く求めた点です。

さらに、手錠、腰縄姿が裁判員の目にさらされぬように、これらの解錠・施錠は裁判員が退廷した後に行うように求め、これも認められました。

被告人の着席位置、服装、手錠・腰縄問題、これらは、常に三点セットとして申し入れを行い、今後は特に申し入れがなくとも当然のように運用されていくことが望ましいと思います。

3 公判手続

冒頭陳述は、話す内容をすべて覚え、完全なペーパーレスで行いました。模擬裁判に参加した経験から、資料を見ながら冒頭陳述を行うよりも、一人一人の裁判員の目を見ながら冒頭陳述を行った方が裁判員により深く伝えることができると感じていたからです。

また、冒頭陳述の際にプレゼンテーションソフトを使用するかは直前まで悩みましたが、結局使用しませんでした。これを使用すると裁判員が画面に集中してしまい、裁判員とアイコンタクトを取りづらくなるという理由からです。また、プレゼンテーションソフトを使用しなければ伝わらないということは、冒頭陳述の内容が無用に詳細すぎることを意味していますから、口頭でも伝わるよう本当に大事な本質部分のみを重点的に伝えようという意識がかえって高まりました。

弁論では、項目ごとに整理した弁論を伝えなかったため、プレゼンテーションソフトを利用しました。もっとも、裁判員が画面に集中しすぎたり、無用に情報が多すぎて混乱してしまわぬよう、画面に映す資料は最低限の情報にとどめました。また、弁論そのものも完全なペーパーレスで行いました。

冒頭陳述も弁論も、裁判員が弁護人の目を見ながら聞き何度もうなずいてくれたので手応えはありました。

今後は、弁論、冒頭陳述のやり方だけではなく、尋問もどのような尋問が裁判員にとって一番わかりやすいか工夫を重ねていく必要があると思います。

4 最後に

判決は、求刑6年に対して4年6月の実刑判決でした。

裁判員裁判を担当してみて一番感じたことは、日程が非常にタイトだということです。

一日目の公判が終了したその日の夜に、一日目の公判を踏まえて二日目の公判で変更すべき点を検討する必要がありました。本件は争いがない事件でしたので三日間の公判で終了しましたが、これが否認事件ともなると三日間では終わりません。弁護人の負担は相当なものになると思います。

しかし、苦勞した分やりがいとはとても大きいものでした。全国第2号の裁判員裁判ということで重圧もかなりありましたが、判決後に被告人本人と面会をした際、「自分の言いたいことは全部言えました。先生たちに弁護してもらって良かったです。」と言ってもらえたことがなにより嬉しかったです。

安心年金つくろう会東京連絡会が結成へ！ シンポにご参加下さい

(10月10日(土)午後1時~@社会文化会館)

中川 勝之 事務局次長

2007年末の団本部と社会保険庁職員らとの懇談を契機に団本部で社会保険庁PTが立ち上がり、2008年5月28日には中央団体として団本部も賛同して「国の責任で、安心して暮らせる年金制度をつくる連絡会」(略称：安心年金つくろう会)が結成されました。

すでに愛知、香川等で地方の連絡会が結成されていますが、いよいよ東京でも結成されることになり、団支部も呼びかけ団体になりました！

折しも総選挙の結果、民主党を中心とした連立政権ができ、団本部として求めてきた日本年金機構設立凍結も現実的なものとなってきました。年金記録問題の解決も急務です。

年金問題について正しく理解する機会ですので是非ともご参加下さい。

「安心年金つくろう会東京連絡会準備会」

日時：10月10日(土)午後1時~

場所：社会文化会館

内容：<前半> 講演(公文昭夫先生)、特別報告(年金者組合、全厚生等)

<後半> 結成総会、行動提起

11・9 団支部ソフトボール大会まで2 か月を切る！個人事務所の団員も是非参 加を~ 執行部が何とかしましょう！

中川 勝之 事務局次長

第21回団支部ソフトボール大会まで2か月を切りましたが、各チームの皆さんの調子はいかがでしょうか？

参加を予定しているチーム数は14チームです。

今年は実行委員会を組織しご意見・ご要望等を事前に募ったところ、たくさんの参考になるご意見を頂戴しました。ありがとうございました。実行委員会で十分協議し、運営に反映していきたいと思えます。

なお、個人事務所の団員の方々に参加を希望されながら、チームを編成する人数が確保

できない皆さんがいらっしょるとお聞きしました。支部執行部で、事務所の枠をこえた混成チーム編成するなど、何とかご希望にお応えしようと思います。各人のソフトボールの技術に差があるのは了承していただくとして、チームワークで試合を乗り切りたいと思います。是非、参加申込みをお願いします！

団東京支部のホームページを開設します。 団員，事務局の皆さんの日常を 紹介する原稿をお寄せください。

団東京支部のホームページを開設いたします（このニュースが届くころには一部のページが閲覧できると思います）。 URL <http://jlaf-tokyo.com>

現在は、2016年オリンピック東京招致問題に対する東京支部の考え方を公表しています。

今後は、東京支部の歴史、支部の活動のほか、団員が取り組んでいる活動として事件活動だけでなく、余暇（？）活動も紹介していきたいと考えております。

毎度のお願いになりますが、スポーツ観戦記、ペットの話、家族の話、その他なんでも構いません。団員、事務局の皆さんの日常のひとこまをご紹介いただければと思っています。原稿を団東京支部（dantokyo@dream.com）までお寄せください。

事務局会議報告

8月に予定しておりましたサマーセミナーが中止になり、幹事会も開かれませんでしたので、8月20日及び9月10日の事務局会議のご報告をします。

1 報告事項

「安心年金作ろう会」の支援申し入れ

団本部にならって、支部も支援をすることについて要請を受ける。当面10月10日にシンポジウムを予定している

教科書採択に対する団本部支部共同の撤回要求と執行

8月12日杉並区で、8月14日東京都で、教育委員会が扶桑社版教科書採用を採択したことに対し、17日付で撤回要求を発表し執行した。

オリンピック関連

オリンピック反対運動に関連して、9月18、19日に「アジアスポーツ法学会国際学術研究大会」（於：早稲田大学法学部8号館）で、高石次長が「東京都のオリンピック開催計画の現状と課題」と題して発表する。

日本科学者会議より7月4日付の「2016東京オリンピック原稿招致計画の撤回を求める決議」が届けられた。

9月2日に評価委員会の評価書が出されたが、東京は都民・国民の支持の低さが際

立っていて、計画の不適切さ（選手宿舎が適切に確保できない、会場の新設が必要）が指摘されているが、まだ油断はできない。推進派が画策していることもあり、コペンハーゲン行きはますます重要。通訳などの共通経費が相当に必要であり、また、本件の最終決着として広く宣伝するため、カンパを求める必要がある。

労働出張相談

4月に秋葉原、6月に原宿、7月に吉祥寺と展開し、9月には錦糸町で予定され、準備を進めている。

弾圧関係

都議会議員選挙、衆議院議員総選挙いずれも、小規模の干渉はあったが、逮捕・勾留に至る弾圧は生じなかった。今後マニフェスト配布の関係で問題が生じる可能性があるため、問題点を検討する。

スポーツ大会

11月9日実施予定で準備が進んでいる。

3 討議事項

- ・報告事項 の関連で、支部として同運動を支援することについて決定。
- ・報告事項 の関連で、コペンハーゲンへ行く日程等を確認。9月29日出発、10月4日帰国。事前にI O Cにレポートを送り、上記日程内で面会したい旨申し入れする。現地で反対のデモやビラ配布などの宣伝行動を展開し、10月2日の総会を迎える。具体的にどのような行動ができるか、必要なアイテムは何かを検討し準備する。費用は20数万円程度。今後、支部員・各事務所・諸団体に説明しカンパを申し入れる予定。今回のニュースにも入れる。なお、東京都も「応援ツアー」を公募している。（あまり集まっていないとの話あり）。また、都議会議員も公費で応援に行くこととなったが、共産党は反対し、民主・公明は人員を削減した。名目は「今後のオリンピック招致の参考に」とのこと。
- ・団総会での古希表彰の関係：対象者よりレポートを待つ。本部より要請あって一部の対象者には確認とっている。
- ・滞納関係：支部費滞納者が一定数いるが、事情を聴取し、事情により減免についての提案、退団などについて次回事務局会議で検討する。滞納額についての計算を確認して改めて連絡をした後で個別に対応する。
- ・スポーツ大会について、参加団体が集団事務所を基盤にしているが、個人事務所や少人数の事務所でも参加した人が参加できるような工夫が必要。いわば超混成チームを結成することで、参加希望のある団員を結集できるのではないかと。試験的に呼びかけてみて、必要であれば結成する。
- ・スポーツ大会について、これまでのトーナメント制は「負けると暇」になるため何らかの改善が必要との意見が出て、適切な形態を模索することとなった。

以上

日誌

- 8月 7日 自由法曹団ソマリア問題委員会（続編）
20日 支部事務局会
28日 支部弾圧対策会議
- 9月 2日 大量解雇阻止対策本部
3日 自由法曹団司法問題委員会（読書会）大量解雇阻止全国対策会議
4日 自由法曹団国際問題委員会 / 自由法曹団司法問題委員会
10日 自由法曹団将来問題委員会 / 支部事務局会議 / 自由法曹団国際問題委員会
11日 自由法曹団市民問題委員会 / 自由法曹団常任委員会
14日 支部スポーツ大会実行委員会
16日 自由法曹団治安警察問題委員会
17日 自由法曹団治安問題委員会 / 支部オリンピック問題対策会議
18日 自由法曹団改憲阻止対策本部 / 憲法理論研究会（山田朗教授）
19日 自由法曹団常任幹事会
24日 支部組織財務委員会

キバ，原宿，吉祥寺に続く

4回街頭宣伝&労働・生活相談会～ぜひご参加を

時：9月17日（木）午後5時～7時

所：錦糸町駅前

